



鳥 労 発 基 1030 第 1 号  
平 成 30 年 10 月 30 日

各 関 係 団 体 の 長 殿

鳥 取 労 働 局 長



建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について

日頃は労働安全衛生行政に御協力いただき誠にありがとうございます。  
さて、今般、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程が、平成30年10月23日、告示  
・適用されましたので、別添のとおり御案内いたします。



## 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について（周知）

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の把握を推進するため、国土交通省では、平成25年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号。以下「旧規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきたところです。

また、建築物の解体・改修時においては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17の規定に基づき、解体等の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）が必要とされており、厚生労働省及び環境省では、石綿に関し一定の知見を有する等の者が当該調査を行うよう、周知啓発等を行ってきたところです。

これらの調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえると、これらの調査に携わる者の育成を一体的に行うことが、効果的かつ効率的であると考えられます。

今般、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、事前調査に必要な知識も含んだ総合的な専門的知識を有する者を育成するため、旧規程の内容を発展させ（平成30年10月23日付で旧規程は廃止）、新たに「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「新規程」という。）を制定することとしました。（別紙参照）

これにより、下記のとおり、受講機会の拡大につながる見直しを行い、公正に正確な調査を行うことができる者の育成を図ってまいりますので、石綿の調査に関連する業務に従事する者等に対する本講習の周知や、石綿含有建材の調査における本講習受講者の積極的な活用について、御協力をお願いします。

### 記

#### 1. 講習方法の区分

旧規程においては、建築物石綿含有建材調査者講習を単一のコース（講義、実地研修、筆記試験及び口述試験）とし、その修了者の名称を「建築物石綿含有建材調査者」としていましたが、新規程においては、講習を以下の2コースに区分し、それぞれの修了者を当該区分に掲げる名称としています。

①講義及び筆記試験 「建築物石綿含有建材調査者」

②講義、実地研修、筆記試験及び口述試験 「特定建築物石綿含有建材調査者」

また、これらのコースは段階的に受講することが可能であるため、「建築物石綿含有建材調査者」があらためて実地研修及び口述試験を修了すれば、「特定建築物石綿含有建材調査者」となることができます。

なお、旧規程における講習修了者（旧規程の「建築物石綿含有建材調査者」）は、あらためて新規程による講習を修了することなく、「特定建築物石綿含有建材調査者」とみなされます。

## 2. 受講資格の拡大

建築物石綿含有建材調査者講習は、旧規程においては、建築に関して一定の知識及び経験を有する者を受講資格としていましたが、新規程においては、これらの者に加えて労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習の修了者等も受講可能としています。

以上

# 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の見直しについて

別紙

- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国交省告示による旧制度を廃止。)
- 建築に関する知識・経験を有する者のほか、新たに石綿関係作業の知識を有する石綿作業主任者も講習の受講対象とする。

## 講習の登録制度の見直し

<旧制度(H25～H30.10.22)>



<見直し後(H30.10.23～)>



(※1) 旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす  
 (※2) 登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

講習の方法	
講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等
右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者
特定建築物石綿含有建材調査者	建築物石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	講習を想定)

表中の赤字は、旧制度からの主な変更点を示す。